

調達要求番号：補 - G 0 0 5 6

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物収集運搬処理（混合廃棄物）	22G-025	
	作成	5.1.20
	作成部隊名	板妻駐屯地業務隊

1 総則

- (1) 適用範囲
この仕様書は、陸上自衛隊板妻駐屯地の産業廃棄物処理役務について適用する。
- (2) 作業の種類
産業廃棄物処理役務及びこれに付随する作業

2 役務に関する要求

- (1) 契約の内容
 - ア 1 m³の単価契約を実施する。
 - イ 4 t コンテナ（8 m³）の設置・回収を実施。
 - ウ 期間は、契約終了後から令和5年3月中旬ごろとするも官側から連絡する。
- (2) 作業の条件
 - ア 本役務に必要な資材及び機材は、契約業者所有の資材及び機材を使用する。
 - イ 設置・回収について
 - (ア) 官側が示す場所に設置、官側からの連絡により交換・回収を実施。
 - (イ) コンテナへの積載は官側で行う。
 - (ウ) 細部については、官側と契約業者との相互調整により定める。
 - ウ 契約業者は「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、処分するものとする。
 - エ それぞれの処理終了後の廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）の返送を3月31日までとする
- (3) 作業の内容
 - ア 産業廃棄物処理役務及びこれに付随する作業
 - (ア) 産業廃棄物処理（布くず・革くず・プラくず・ガラスくず・木くず・リサイクル家電対象外の電化製品）
 - (イ) 作業終了後は、産業廃棄物集積場所を整理整頓・清掃する。
 - イ その他
 - (ア) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。
 - (イ) 作業中、新たに産廃物管理表（マニフェスト）の交付が必要となった場合、速やかに官側に申出て協議するものとする。
- (4) 役務の完了
最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

3 検査

- (1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。
- (2) 検査は、契約業者及び官側の検査官・監督官立会のもと実施する。
- (3) 官側は、廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）の返納を受けて役務の完了を確認する。

4 その他の指示

- (1) 特別な事情等で本役務が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。
- (2) 本仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。